第4号様式 別紙1

氏名 (法人にあっては名称)	生活協同組合ひろしま						
住所	広島市西区草津港2丁目8番42号						
計画期間	平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日						
報告対象期間	平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日						
基準日	平成 22 年 3 月末日						

1 事業者の要件

特定自動車使用事業者

2 事業の概要

組合員さんから商品注文を受け、決まった曜日、時間、場所に配達を行う事業。生活に必要な食品と日用雑貨品の無駄のない安定的な店舗供給事業。居宅介護支援、通所介護、訪問介護等の福祉事業。

- 3 特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等
- (1) 報告対象期間末日(平成 25 年 3 月末日) における特定自動車の保有状況

			ガソ	リン		軽油			その他				
事業所名	所在地 (区・町名)	中・大型自動車	普通自動車	小型自動車	軽自動車	中・大型自動車	普通自動車	小型自動車	中・大型自動車	普通自動車	小型自動車	軽自動車	計
安佐南支所	安佐南区川内	0	0	0	19	0	31	1	0	0	0	0	51
海田支所	安芸区矢野東	0	0	0	12	0	30	4	0	0	0	0	46
森城支所	安佐北区安佐町	0	0	0	2	0	35	1	0	0	0	0	38
庚午支所	西区草津港	0	0	0	8	0	25	0	0	0	0	0	33
五日市支所	佐伯区八幡東	0	0	0	6	0	15	0	0	7	0	0	28
出島支所	南区出島	0	0	0	6	0	18	0	0	3	0	0	27
高陽支所	安佐北区深川	0	0	0	1	0	11	0	0	0	0	0	12
福祉センター観音	西区南観音	0	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0	7
東雲センター	南区東雲	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6
福祉安佐南事業所	安佐南区中須	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
広島商品センター	安佐北区安佐町	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	5
その他事業所		0	2	0	22	1	0	0	0	0	0	0	25
()
()
()
()
()
()
	合 計 _		4	2	90	5	165	6		10			282
			4	2	90	5	165	6		10			282]

(2) 低公害車等の導入に関する実績(各年度とも年度末日における台数)

(2) 但	以公子	甲宁	<i>()</i>	導入に関する実績(各年	<u> </u>	も午度ス	木日に								
					低公害車等の保有台数										
種別					報告対象年度										
				基準日	平成 22 年度		平成 23 年度			平成 24		年度			
						2-1	目標	実績	純増 (*4)	目標	実績	純増 (*4)	目標	実績	純増 (*4)
	CNG(天然ガス)自動車				[0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気自動車 低 公 実			[0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
任				╬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公害車				[0	0	0	0	0	0	0	0	0]	
声 車 (*1)	メタノール自動車				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(*1)										2.0				2.0	
	低燃費かつ低排出ガス認定車 (*3)				9	14	1	-8	29	54	45	44	60	51]	
	次世代低公害車 (燃料電池自動車等)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	低排出ガス認定車		[6	16	22	16	26	42	36	36	44	38]		
	ーゼル自	ゼ 自 使用]) P F 装置装着車	[0	0	9	9	1	28	28	3	28	28
	期 単	. 過程 車		俊化触媒装置装着 車	[0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	LPG(液化石油ガス)自動車			[5	5	5	0	5	5	0	5	5	0	
低公害車等の計			[20	35	37	17	61	129	109	88	137	117		
総台数			[308	276 279				282						
低公害車等の導入率			[6%			13%			46%			49%		

^(*1)

^(*2)

[「]低公害車」とは、地球温暖化、大気汚染の観点から国が定めたものである。 「その他環境配慮車」とは、環境への配慮において「低公害車」に準ずるものである。 「低燃費かつ低排出ガス認定車」とは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準早期 達成車で、かつ、「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車のことである。 (*3)

^(*4) 上表の純増は実績値である。 (*5) []内は県内分、()内は広島市内分を除く県内分、その他は広島市分を示す。

第4万	が依式りが取る			(平成 22 年度計画)	7 日期 早 現 現 報 古 音 /
(3)	白動車の毎日	抑制等の実施状泡	∵		
				くを組みことにより使用	月を抑制している。
(4)	白動声の占払		······································		
車両リに基づ	ース会社との がいて点検作業		E業者による3ヶ月に1度	E の定期点検が含まれて	「おり、定められた項目
(5)	とというと	めの運転の実施	 ↓ \}⊓		
安全運	重転教育の中で	、発進時の速度を	ど緩やかにし、また車間	引距離をあけることで急 ストップを実施している	カブレーキを踏むことを う。
(6)	従業員教育等	5の実施状況			
また、		ニコドライブ教育 に安全運転教育を		☆配置し、机上での安全	注 運転教育と同乗での指